

# 債権差押命令の申立てをされる方へ

【令和元年10月版】

## ■申立書の提出先

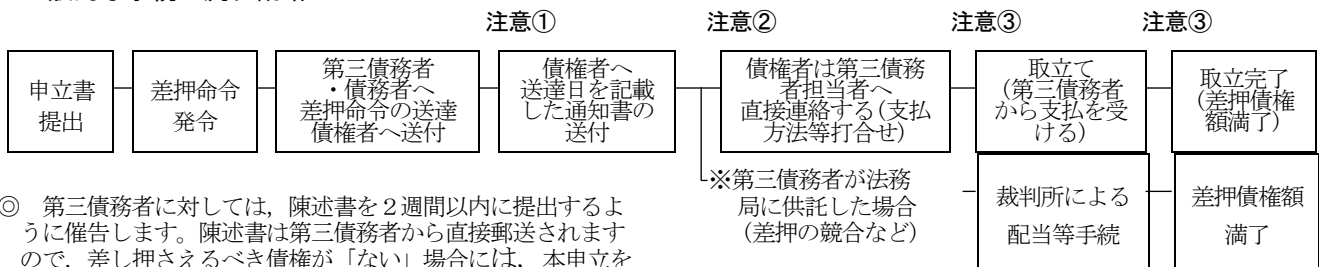
債務者の現住所（法人の場合は本店所在地）を管轄する地方裁判所です。

玉名支部、山鹿支部、阿蘇支部、天草支部の管轄に該当する事件は当裁判所（本庁）で集約処理しています。

## ■申立時に必要な基本的な書類・費用関係（当裁判所申立分）

	必要提出書類・費用	備 考
提出書類	①債権差押命令申立書	表紙、当事者目録、請求債権目録（計算書）、差押債権目録を1セットとしてホチキスで左綴じ。 各ページの上部余白に捨印を押す。中央下にページ数を付けるか、割印する。
	②当事者・請求債権・差押債権各目録のコピー	各1部。押印はしない。
	③執行力ある債務名義の正本	執行文を付与された（不要なものもあり）債務名義（判決・調停調書・支払督促・公正証書等のこと。）
	④上記正本（又は謄本）の送達証明書	上記の正本が債務者に送達されたことを証するもの。 ※債務名義が家事審判正本の場合には確定証明書も必要
	⑤代表者事項証明書（商業登記簿謄本） 又は履歴事項全部証明書 ※3か月以内のもの	法人当事者がいる場合に提出（法務局の本、支局で取得）全国の証明書が、本支局等のオンライン庁で取得可能。 債務名義上の表示と異なる場合には、履歴事項全部証明書等によりその繋がりを証するものが必要
	⑥住民票 ※3か月以内のもの	個人当事者の現住所が、債務名義上の表示と異なる場合に提出（その繋がりを証するもの。）
	⑦戸籍謄（抄）本 ※3か月以内のもの	個人当事者の氏名が、債務名義上の表示と異なる場合に提出（その繋がりを証するもの。）
	⑧公正人役場発行の領収書 ※コピー可	公正証書を債務名義とする場合で、執行文付与手数料や謄本送達料等を執行費用として計上する場合に提出
	⑨市町村発行の領収証 ※コピー可	上記⑥、⑦の交付手数料を執行費用として計上する場合に提出
費用	⑩収入印紙（申立手数料）	基本4,000円分（債権者数(1)×債務者数(1)×債務名義数(1)×4000円で算出した額）
	⑪郵便切手 ※右の基本額は債権者・債務者・第三債務者各1名の場合の組み合わせ。 （注意）この他差押命令の送達結果や事件の取下にあたっては追加納付の場合がある。	基本2,910円分（執行費用として計上可能な額） （内訳）A 1145円分×第三債務者数…（第三債務者命令送達用） B 1099円分×債務者数…（債務者命令送達用） C 94円分×債権者数…（債権者命令送達用） D 404円分×第三債務者数…（陳述書返送用→裁判所宛） E 84円分×第三債務者数+1…（陳述書返送用→債権者宛） +（送達通知費用）

## ■一般的な手続の流れ概略



◎ 第三債務者に対しては、陳述書を2週間以内に提出するように催告します。陳述書は第三債務者から直接郵送されますので、差し押さえるべき債権が「ない」場合には、本申立を取上げて、別の回収方法を検討してください。

- 【注意】① 債務者に差押命令正本が送達された日から1週間を経過すると、債権者は、第三債務者に対して、差押えた金銭を直接請求する（取立てる）ことが出来ます（差押えの競合がある場合には、裁判所の配当手続によりますので直接請求できません。）。送達日は裁判所からの通知書で確認します。
- ② 差押えた金銭の授受は、裁判所を介することなく、債権者と第三債務者間で直接行うことになります。具体的な方法は担当者（陳述書記載の担当者等）と協議してください。原則は第三債務者のところに直接訪問・受領による方法なのですが、金融機関の口座振込が多いようです。なお、振込手数料は債権者負担となりますので、振込方法の協議の際には、振込日・振込額・手数料額を連絡しあう体制についても、明確に打合せてください。
- ③ 第三債務者から支払いを受けた場合は「取立届」を、全額支払いを受けた場合は「取立完了届」を提出してください。

〒860-8513 熊本市中央区京町1-13-11 熊本地方裁判所民事第1部債権執行係  
Tel 096-241-8939（直通）

債権差押命令申立事件の添付郵便切手一覧

熊本地方裁判所 令和元年10月～

債務者1名の場合	第三債務者数							
	1名	2名	3名	4名	5名	6名	7名	8名
命令正本送達(→債務者あて)	¥1,099	¥1,099	¥1,099	¥1,099	¥1,099	¥1,099	¥1,099	¥1,099
命令正本送達(→第三債務者あて)	¥1,145	¥1,145×2組	¥1,145×3組	¥1,145×4組	¥1,145×5組	¥1,145×6組	¥1,145×7組	¥1,145×8組
命令正本送付(→債権者あて)	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94
陳述書返送(第三債務者→裁判所あて)	¥404	¥404×2組	¥404×3組	¥404×4組	¥404×5組	¥404×6組	¥404×7組	¥404×8組
陳述書返送(第三債務者→債権者あて)	¥84	¥84×2組	¥84×3組	¥84×4組	¥84×5組	¥84×6組	¥84×7組	¥84×8組
送達通知	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84
合計 (執行費用として計上できる額)	¥2,910	¥4,543	¥6,176	¥7,809	¥9,442	¥11,075	¥12,708	¥14,341

債務者2名の場合	第三債務者数							
	1名	2名	3名	4名	5名	6名	7名	8名
命令正本送達(→債務者あて)	¥1,099×2組	¥1,099×2組	¥1,099×2組	¥1,099×2組	¥1,099×2組	¥1,099×2組	¥1,099×2組	¥1,099×2組
命令正本送達(→第三債務者あて)	¥1,145	¥1,145×2組	¥1,145×3組	¥1,145×4組	¥1,145×5組	¥1,145×6組	¥1,145×7組	¥1,145×8組
命令正本送付(→債権者あて)	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94	¥94
陳述書返送(第三債務者→裁判所あて)	¥404	¥404×2組	¥404×3組	¥404×4組	¥404×5組	¥404×6組	¥404×7組	¥404×8組
陳述書返送(第三債務者→債権者あて)	¥84	¥84×2組	¥84×3組	¥84×4組	¥84×5組	¥84×6組	¥84×7組	¥84×8組
送達通知	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84	¥84
合計 (執行費用として計上できる額)	¥4,009	¥5,642	¥7,275	¥8,908	¥10,541	¥12,174	¥13,807	¥15,440

【参考】計算方法

¥1,099×債務者数
¥1,145×第三債務者数
¥94×債権者数
¥404×第三債務者数 ¥84×(第三債務者数+1)
★債務者が1名増えるごとに 1,099円分増える。 ★第三債務者が1名増えるごとに 1,633円分増える。 (1,145+404+84円分)

【参考】配達日指定 →原則として、差出日の翌々日から起算して10日以内の日が指定可能

★平日指定…+32円

★休日指定…+210円